

第 20 回

熊本県議会

環境対策特別委員会会議記録

平成23年3月9日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 20 回 熊本県議会 環境対策特別委員会会議記録

平成23年3月9日(水曜日)

午前10時 3分開議

午前11時49分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について
- (2) 有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について
- (3) 地球温暖化対策に関する件について
- (4) 付託調査事件の調査の終了について

出席委員（16人）

委員 長 吉 永 和 世
 副委員 長 池 田 和 貴
 委 員 西 岡 勝 成
 委 員 倉 重 剛
 委 員 鬼 海 洋 一
 委 員 渡 辺 利 男
 委 員 岩 中 伸 司
 委 員 中 原 隆 博
 委 員 城 下 広 作
 委 員 井 手 順 雄
 委 員 重 村 栄
 委 員 田 代 国 広
 委 員 吉 田 忠 道
 委 員 瀧 上 陽 一
 委 員 浦 田 祐三子
 委 員 上 田 泰 弘

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部 長 駒 崎 照 雄

次 長 谷 崎 淳 一

次 長 内 田 安 弘

次 長 山 本 理

首席環境生活審議員兼

環境政策課長 野 田 正 広

環境政策監兼環境政策課

環境立県推進室長 家 入 淳

環境保全課長 松 島 章

水環境課長 田 代 裕 信

自然保護課長 岡 部 清 志

廃棄物対策課長 加 久 伸 治

廃棄物公共関与政策監兼

廃棄物対策課

公共関与推進室長 中 島 克 彦

企画振興部

政策審議員兼

交通対策総室課長補佐 横 井 淳 一

商工観光労働部

新産業振興局長 真 崎 伸 一

産業支援課長 高 口 義 幸

新エネルギー産業振興室長 森 永 政 英

農林水産部

次 長 麻 生 秀 則

次 長 神 戸 和 生

農林水産政策課

農林水産政策監 国 枝 玄

農業技術課長 佐 藤 巖

園芸課長 城 啓 人

首席農林水産審議員兼

畜産課長 高 野 敏 則

農村整備課長 田 上 哲 哉

森林整備課長 河 合 正 宏

林業振興課長 藤 崎 岩 男

森林保全課長 久 保 尋 歳

水産振興課長 鎌 賀 泰 文

漁港漁場整備課長 尾 山 佳 人

水産研究センター所長 田 辺 純
 土木部
 総括審議員兼次長 天 野 雄 介
 土木技術管理室長 野 田 善 治
 土木審議員兼
 道路整備課課長補佐 上 野 晋 也
 河川課長 林 俊一郎
 港湾課長 湯 山 修 市
 土木審議員兼
 都市計画課課長補佐 平 山 高 志
 土木審議員兼
 都市計画課景観公園室長 亀 田 俊 二
 下水環境課長 西 田 浩
 建築課長 坂 口 秀 二
 建築審議員兼
 建築課建築物安全推進室長 平 井 章
 教育委員会事務局
 義務教育課長 谷 口 慶志郎
 企業局
 次長兼総務経営課長 黒 田 祐 市
 企業審議員兼
 荒瀬ダム撤去準備室長 下 村 弘 之
 工務課長 福 原 俊 明
 警察本部
 交通部参事官 田 上 隆 章

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 森 田 学
 議事課課長補佐 鹿 田 俊 夫

午前10時3分開議

○吉永和世委員長 おはようございます。

ただいまから、第20回環境対策特別委員会を開催します。

それでは、お手元に配付の委員会次第に従い、付託調査事件を審査させていただきますので、よろしく願いいたします。

議題1、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件、2、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業

の振興に関する件及び3、地球温暖化対策に関する件について、一括して執行部から説明を受け、その後、質疑は議題ごとに行いたいと思います。

なお、委員会の運営を効率的に行いたいと考えておりますので、前回委員会からの変更部分について説明をお願いいたします。

では、執行部から説明をお願いいたします。

○加久廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

委員会資料の2ページをお願いいたします。

公共関与による管理型最終処分場の整備についてでございます。

今年度締めくくりの委員会でございますので、2の平成22年度の取り組み状況として、1年間の主な取り組み状況をまとめております。なお、資料文中、太文字の箇所がございますが、これは12月議会での御報告以降の動きとなっております。その太文字で御説明をさせていただきというふうに思っております。

まず、クローズド無放流型につきましては、12月で御説明しておりますので、御説明を省かせていただきます。

次に、(2)の陳情状況等についてでございますが、今年度に入り、菊池川漁協を初め、地元南関町、和水町から申し入れ書などを提出いただきました。これらを受けまして、住民説明会などで十分に内容をお聞きしながら内部で検討を重ねた結果、12月24日、安全性や県が責任を持って最後まで取り組んでいくことを含めた県の回答書を、村田副知事が両町を訪問し、お渡しし説明しました。また、7月から8月の菊池川漁協、大浜漁協、滑石漁協からの陳情書等に対しても文書回答をしております。

次に、環境アセス手続についてございま

すが、2月末に環境アセスの現況調査が終了したことから、その結果を踏まえた評価を実施した上で、近くその内容を関係者に御説明したいと考えております。

次のページをお開きください。

次に、(4)住民説明会等の開催状況でございます。今年度5月から始めておりますが、11月に知事みずから現地入りした以降は、副知事それから環境生活部長が現地に入り、住民の方々と直接お会いして、誠意を持って御説明をさせていただいております。

12月県議会での報告以降の動きとしましては、2月4日の臼間山総合開発推進委員会での説明内容に記載しておりますが、2月以降、村田副知事、担当部長が出席し、極限まで安全性を追求すること、将来にわたって県が安全上の責任を果たすこと、地域と一体となった処分場づくりを行うことの3つの主な県の考え方を説明しております。

次のページをお開きください。

5、公共関与お問い合わせ窓口の設置、パンフレットの配付等についてでございます。

2月18日から、住民の皆様方の御意見や御質問をいただくため、公共関与お問い合わせ窓口を開設しております。2月中には、延べ14人に来訪いただいております。

また、先ほど御説明した県の考え方を記したパンフレットを南関町全世帯と和和水町関係地区の世帯に配付し、3月7日、8日には南関町の各区長を対象とした説明会を開催するとともに、4月からは、南関町主催の行政懇談会にも県が参画し、本事業の概要や県の考え方について御説明する計画としております。

次に、3、今後の取り組みです。

まず、(1)地元の理解促進についてでございますが、今後も、4月に予定されている南関町主催の行政懇談会など、さまざまな機会を通じながら、具体的な安全対策を示し、不安や心配に対して一つ一つ丁寧に御説明して

まいります。

また、子や孫の世代、将来に対しても責任を果たすこと、それがまさに県が主体的に取り組む理由であります。今後、将来にわたる約束事項を定めて環境保全に努めていくことを約束していくとともに、さらに地域と一体となった処分場運営を目指し、地域に役立つ取り組みを行うことなど、県の考えを引き続き丁寧に説明し、処分場建設に向けて理解を得てまいりたいと考えております。

次に、(2)地域振興策についてですが、公共関与基本計画において、周辺環境の整備など処理施設を中心とした地域振興に努めることとしております。具体的な振興策については、地元合意につながるよう、今後、地元町や地域住民の意見を踏まえて策定してまいりたいと考えております。

最後に、各委員には既に御報告申し上げておりますが、去る2月17日の南関町議会全員協議会において、南関町長から、処分場が町づくりにつながるような形になれば一番よいと思っていると、処分場の建設に対する前向きな発言があっており、その後の取材で、本日から始まる町の定例議会で対応を明確にすると発言されておられます。県としては、引き続き強い覚悟を持って取り組んでまいります。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○吉永和世委員長 次に、有明海・八代海再生に係る提言への対応について説明をお願いいたします。

西田下水環境課長。

○西田下水環境課長 下水環境課でございます。

資料の11ページをお願いいたします。

生活排水処理施設の整備促進についてでございます。

1、施策の概要等の②課題の1行目に上げておりましたが、施設整備のマスタープランとしております現在の熊本県生活排水処理施設整備構想の計画年次が今年度までとなっており、また、策定後8年が経過し、実情に合わなくなっている面もあるため、見直し作業を進めてまいりましたが、その素案がまとまりましたので、概要について御報告いたします。

次の12ページをお願いいたします。

上の枠で囲んだ部分をごらんください。生活排水処理をめぐる現状と課題として、①から④までの4つの項目に整理を行っております。そして、このような現状課題認識を前提としまして、見直しに当たっては、従来の基本方針、整備構想という2本立てとなっていたものを集約一体化するとともに、広く県民の皆様へのメッセージとなるよう、わかりやすい構成となることに留意いたしました。

下の枠で囲んだ部分をごらんください。新構想の骨子をまとめております。

新しい構想の名称は、くまもと生活排水処理構想2011、サブタイトルを「快適なくらしと健全な水環境をめざして」としております。計画年次は、上位の指針である熊本県環境基本指針と整合を図るため、平成32年度までの10年間としております。

最初の黒丸ですが、生活排水処理が目指す将来の姿、目的として、水洗トイレが使える、ハエや蚊のいない快適な暮らしを県民すべてが享受できるようになることと、水質の改善により、川や海などの健全な水環境と水循環が実現できることの2つを上げております。

次の黒丸ですが、10年後の姿として、今後10年間の生活排水対策により、どのような効果があらわれるのかをまとめております。

まず、暮らしの観点からは、処理施設の整備が進み、利用が可能となる県民が約10万人増加し、現在の汚水処理人口普及率78.4%が90%に向上すると見込まれます。

次に、水環境の観点からは、影響を及ぼすのは生活排水だけではありませんので、他の排出源の排水対策についても引き続き取り組んでいく必要がありますが、生活排水対策の推進により、河川における環境基準はすべて達成が可能になるものと見込んでおります。

なお、有明海、八代海の水環境の保全、改善の面からの効果でございますが、有明海、八代海に流れ込む生活排水において、汚れの量をあらわすCOD負荷量が32%減、窒素の流入量が6%減、そして磷の流入量は8%の減が図れるものと予想しております。

3つ目の黒丸、将来の姿を実現するための主な取り組みでございますが、生活排水対策の主役は市町村及び県民の皆様であり、効果的に推進していくためには、県も含め三者が一体的に取り組んでいくことが重要ですので、それぞれの立場で行っていただきたい事項を記載のとおり位置づけております。

前の11ページにお戻りください。

一番下から3行目に記載しております今後の予定でございますが、4月に素案に対するパブリックコメントを実施するとともに、各市町村など関係機関に意見照会などを行い、必要であれば修正を加えた上で、本年6月に新構想の策定、公表を行いたいと考えております。

下水環境課の説明は以上でございます。

○田代水環境課長 水環境課でございます。

14ページ、工場、事業場の排水対策といたしまして、上乘せ規制適用区域の設定でございます。

平成20年4月から水質基準を厳しくしておりますけれども、22年度の取り組み実績でございますが、2月10日までに402事業場に立ち入りし、水質検査を行っております。水質基準の超過となりました11の事業場に対しまして、施設や管理体制の改善勧告4件、施設の運用ミス等に対しましての厳重注意3件な

どを行っております。その後、改善結果の確認等を行っております。法に基づきます行政処分といたしましての命令の対象となるようなものはあっておりません。

23年度におきましても、同様に各保健所を中心といたしました立入検査と改善指導を行っております。

以上です。

○高口産業支援課長 産業支援課でございます。

31ページをお願いいたします。

海砂利採取の対応へのうち、法令の遵守、指導についてでございます。前回からの変更点について説明させていただきます。

3ポツの平成23年度の予定の中でございますが、(2)行政処分についてでございます。

違反した業者に対する砂利採取法に基づく砂利採取業者の登録取り消し処分及び一般海域管理条例による過料処分に対する不服申し立てにつきまして、平成23年1月5日付で棄却をいたしました。今後、当該業者の動向を見ながら、適切に対応してまいりたいと考えております。また、一般海域管理条例における土石採取料の徴収を免れた金額の徴収に努めていくことにいたしております。さらに、採取計画の申請を不認可としました採取業者による公害等調整委員会の不服申し立て並びに農林水産大臣と国土交通大臣への審査請求につきましても、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田辺水産研究センター所長 水産研究センターでございます。

41ページをお願いいたします。

燐含有量の少ないえさの開発でございます。

魚類養殖用のえさは、魚粉の含有量が約50%と高く、その魚粉には燐が含まれているた

め、食べ残しのえさや魚のふんから溶け出す燐が環境負荷の一因となっております。

そこで、水産研究センターでは、第1に、燐による環境負荷を減らすこと、また、第2に、値段の高い魚粉を使わないことでえさの価格を下げる、この2つを目的として魚粉の少ないえさの開発を行っております。

1月までの試験結果では、飼料中の魚粉含有量を通常の飼料の50%から21%にまで低減しても、魚粉のかわりに一定量の合成タウリンを添加すれば、長期間飼育してもマダイの品質や成長及び生残率が良好に維持できることを確認しました。

当センターの試算によれば、魚粉含有量を21%に低減した場合、海域へ溶出したり、摂餌——えさを食べることで、摂餌後にふんとなって海域に排出される燐による海域への負荷量は45%削減されると計算しております。

また、2に書いておりますように、現在、魚粉含有量をさらに10%まで減らした飼料を用いて試験を実験中ですけれども、成長については遜色がないことがわかっております。また、今後、品質や生残の面を検討してまいることにしております。

これらの試験結果については、国内飼料メーカーへ提供し、えさの改良に役立てていきたいと期待しておるところであります。

以上です。

○吉永和世委員長 次に、地球温暖化対策に関する提言への対応について説明をお願いいたします。

野田環境政策課長。

○野田環境政策課長 環境政策課でございます。

資料の54ページをお願いいたします。

産業・業務その他部門の(1)事業活動における取り組みの推進についてでございます。

2番の平成22年度の取り組み実績、2つ目

の丸ポツの一番下のところに書いてございます。計画につきまして、当委員会に御説明後、12月15日から1月13日までパブリックコメントを実施し、1月18日に県環境審議会から知事へ答申をいただきました。

この計画は、環境基本指針、環境基本計画の一部として策定しており、答申を踏まえた計画案を今議会に提案をしているところでございます。なお、概要につきましては、この後、報告事項として説明をさせていただきます。

以上でございます。

○平山都市計画課土木審議員 都市計画課でございます。

運輸部門、公共交通機関の利用促進、乗り継ぎの円滑化について御説明いたします。

57ページをお願いいたします。

まず、平成22年度の取り組み実績でございます。利用促進に向けました新たな取り組みとしまして、エコ通勤、環境配慮に取り組んでいる特定事業者4社に対し、訪問による周知、広報及び利用促進の働きかけや、駐車場事業者に対し、ダイヤ改善、駐車場施設の改善等、利用者からの要望についての取り組みの要請を行いました。

58ページをお願いいたします。

平成23年度の取り組み予定でございます。利用促進及び普及促進に向けた取り組みにつきましては、平成23年度も継続的な取り組みを進めてまいります。

なお、JR宇土駅でのパーク・アンド・ライドにつきましては、平成23年6月の工事着手、23年度中の運用開始に向けまして、さらなる支援を行ってまいります。

以上でございます。

○森永新エネルギー産業振興室長 新エネルギー産業振興室でございます。

同じく、説明ページ57ページの(3)乗り継

ぎの円滑化の一番下の丸でございます。

ソーラー付きの充電設備を備えました駐輪場といたしまして、ことし3月末までに、水俣市役所におきまして、電動バイク用の充電器8機、その電源としてのソーラーのシステム2キロワット、また、道の駅阿蘇において、電動バイク用充電器5機と、それから電気自動車用の中速充電器1機、それらの電源といたしましてのソーラーのシステム4.5キロワットを整備することとしております。

これらの設備を使用しました具体的な通勤通学とか観光等への利用についての実証実験につきましては、4月以降、包括協定を締結しております本田技研工業とも協議しながら進めていくこととしております。

新エネルギー産業振興室においては以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○野田環境政策課長 続きまして、資料の59ページをお願いいたします。

家庭部門の2番目の平成22年度の取り組み実績、一番下の丸でございます。

地球温暖化対策地域協議会及び地球温暖化防止活動推進員の活動支援につきましては、地域協議会設立のため、人吉・球磨地域の団体が実施します環境イベントへの支援を実施したところでございます。

以上でございます。

○河合森林整備課長 森林整備課でございます。

61ページをお願いいたします。

部門が二酸化炭素吸収対策、提言項目が森林吸収源対策の推進でございます。

企業等の森づくりの促進の部分について御説明させていただきます。

次の62ページをお願いいたします。

平成22年度の取り組み実績でございます。

企業等の森づくりの促進として、企業・法

人等との協働の森づくり指針のPRに努めることとして、昨年12月に東京で開催された企業の森づくりフェアに参加しております。今年度におきまして、美里町、高森町の2カ所で企業・法人等との協働の森が設定されました。

また、県有林の二酸化炭素吸収量のクレジット取得につきましては、モニタリング調査を実施しているところであり、早期のクレジット認証を目指し、所要の手続を行っているところでございます。

森林整備課関係は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○吉永和世委員長 それでは、そのまま報告事項に入らせていただきたいと思いますので、まず初めに、有明海・八代海の再生に向けた熊本県計画に関する平成23年度事業について。

野田環境政策課長。

○野田環境政策課長 済みません、別冊になっております報告事項の方の資料をお願いいたします。別冊の方の報告事項でございます。

その1ページをお願いいたします。

有明海・八代海再生に向けた熊本県計画に関する平成23年度事業についてでございます。

本県が当初予算案に計上しております23年度事業につきまして、計画に掲げる事業ごとに1ページから14ページまで一覧を記載しております。

来年度の事業総数は67事業、事業費総額は約140億円となっております。本年度の当初予算につきましては、括弧内に記載しているとおりでございます。総額につきましては、本年度と同額という形になっているところでございます。

なお、個別の事業につきましては、説明を

省略させていただきと思います。

以上でございます。

○吉永和世委員長 次に、地球温暖化対策に関する平成23年度事業について。

野田環境政策課長。

○野田環境政策課長 続きまして、報告資料の15ページをお願いいたします。

地球温暖化対策に関する平成23年度事業についてでございます。これも、本県が当初予算案に計上しております23年度事業につきまして、分野ごとに16ページから27ページまで一覧を記載しております。

来年度の事業総数は52事業、事業費総額は93億円となっております。本年度当初予算と比較しまして約10億円の減という形になっているところでございます。

なお、個別の事業につきましては、説明を省略させていただきしたいと思います。

以上でございます。

○吉永和世委員長 最後に、地球温暖化対策に係る計画の策定について。

野田環境政策課長。

○野田環境政策課長 それでは、報告事項の28ページをお願いいたします。

地球温暖化対策に係る計画の策定について御説明をさせていただきます。

まず、本県では、この計画を環境基本計画の一部としておりますので、環境基本指針、環境基本計画の位置づけについて、まず御説明をさせていただきます。

申しわけございません。資料の34ページをお願いいたします。

34ページの方に環境基本指針、環境基本計画の案の概要を記載しております。

まず、環境基本指針の上から2段目の四角囲みがございます。その4つの目指すべき姿

の1番目に低炭素社会を掲げ、下段の環境政策の方向の1のところに温室効果ガス排出の少ない低炭素社会の実現を位置づけているところでございます。

次の35ページの方をごらんいただきたいと思っております。

35ページでは、基本指針の6つの環境施策の方向を受けまして、環境基本計画として盛り込む6つの具体的な施策内容を示しております。一番左に地球温暖化対策に係る部分、この部分が当計画となるという位置づけでございます。

恐れ入ります。再び28ページにお戻りいただきたいと思っております。

計画の内容につきましては、12月議会で当委員会でも御説明させていただいております。その内容が変わっておりませんので、大枠、概略を御説明させていただきたいと思っております。

1から3の経緯、計画の策定体制、これまでの取り組み状況については、これまで御説明してきたとおりでございます。

4の計画の概要でございます。

対象期間は、平成23年度から27年度までの5年間でございます。なお、(2)温室効果ガスの削減目標につきましては、国の方で削減目標や必要な対策を織り込んでおります地球温暖化対策基本法案が、さきの臨時国会で成立せず継続審議となったところでございます。

このため、本県としましては、来年度、国の目標や対策が明らかになった後に設定を行うこととし、対策等についても必要な見直しを行うということで対応したいと考えているところでございます。

なお、本計画に織り込む施策につきましては、事業指標及び目標値を設定し、環境管理システムを活用して進行管理をしていくということにしているところでございます。

なお、29ページから30ページにかけまし

て、主な施策の例を掲げております。また、32ページから33ページに本計画の施策の体系を示しているところでございます。

以上で報告事項についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○吉永和世委員長 以上で執行部からの説明が終わりました。これから議題ごとに質疑を行いたいと思っております。

まず、産業廃棄物処理施設の公共関与推進に関する件について質疑はございませんか。

○中島公共関与推進室長 公共関与推進室でございます。

質疑に入ります前に、先生方に御報告を申し上げます。ただいま入りました情報を1つ御報告申し上げたいと思っております。

本日開会されました南関町議会におきまして、上田町長は、所信表明の中で、5年間考へに考へ抜いた結論として、県が進める産廃処分場の受け入れの意思を正式に表明されましたので、第一報として御報告申し上げます。

以上です。

○吉永和世委員長 今、南関町長の上田町長ですか、受け入れを表明ということでよろしいわけですね。それも踏まえて質疑を行いたいと思っておりますが、何かございませんか。

○吉田忠道委員 この産業廃棄物の処理場の計画については、昨年の知事の表明以来、担当部長それから副知事も含めまして丁寧な説明に当たられて、私は一歩前進しておるという認識で評価したいと思いますけれども、あともう一つ、近郊の和水町の動向について、現在のところの認識をちょっとお聞きしたいんですけれども。

○中島公共関与推進室長 先般和水町長ともお会いをいたしました。和水町の方は、南関町の動き、様子を見定めたいということと、それから環境アセスメントの現地調査がもうほぼ終わりましたので、そのアセスの調査結果あたりを見て慎重に検討してまいりたいというような御判断でございました。ただ、和水町長も絶対反対なんていうことはおっしゃいませんので、非常に冷静に見ておられます。

以上です。

○吉田忠道委員 今の状況で、私は、県の対応が、非常にここ数カ月といいますか、大変言葉どおり丁寧に対応されておるというように我々から見ても思います。今の状況で進めていってもらいたい。そして、なるべく計画どおりに行けるように頑張っていたきたいと思えます。

以上です。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

○中原隆博委員 今お話がありましたけれども、上田町長御本人はきょうの町議会で決意表明ということなんですけれども、それを議会で承認していただかなきゃならないということと同時に、地域の皆様方がどれくらいそれを好意を持って受けとめられるかということにおいては、そう簡単にはいかないんじゃないかと、現時点では。そのような推察も成り立つわけです。

その中で、一番問題なのは、この環境アセスメントです。これに関しまして、やっぱり地元のそういった地区の方々も相当勉強もなさっているし、この環境問題については非常に深い見識を持って事に当たっておられますので、町長が右だから右というふうには、そう簡単にはいかないんじゃないかという思いもあるわけです。

その間、県の知事、副知事あたりを中心に、執行部の皆さんが一丸となって現地説明をなさっておられるわけでございますけれども、その中で一つの環境アセスの手続に対する、2月末で環境アセスの現況調査を終了したと。その評価というのを、もう少し具体的に、あるいはそれが町民の皆様方に受け入れられる内容であるかどうか、その点をもう少し掘り下げてちょっと説明していただければありがたいと思えますけれども。

○中島公共関与推進室長 今の環境アセスメントでございますが、現地調査をほぼ終了したところでございます。それで、今その取りまとめを行っている最中でございます。もう年度内あたりでは、ほぼ取りまとめができるのではないかと考えておりますが、調査結果に基づいて、例えば影響があるのかないのか、あるとすれば、どういう低減、縮減の対策をとるのかというようなことを取りまとめ、先生、一番わかりやすいのは、例えば近隣の交通状況、道路の交通量ですね。

例えば、現在1万台走っておりますと、そのうち大型が半分ぐらいでございますと、処分場ができますと約1日20台ふえますと、であろうと。であるならば、20台分の影響が増加しますので、その影響を縮減するためには、例えば通勤時間帯を外して搬入をさせるとか、そういうような対策まで示して、今のは一つの例でございますが、今後そういうのを示しまして、地元の皆様方に今後御説明申し上げていきたいと思っております。

○中原隆博委員 それは表面的なお話で、それはそれで結構だと思うんですが、要はその安全性の問題ですね。気にするところはそこだと思うんですよ。だから、これから50年、100年たった後々までも本当に大丈夫かいと、やっぱりいい形で孫子の代に残していかなければならないというようなときに、そう

という問題がこれから先起こらないというのが大切ではなからうかと思うんです。

だから、その辺の詰めを、やはりより深くしていただきたいと。その中身も、なるほどというような形で、今申し上げましたように非常に環境問題にもシビアでありますし、皆さんよくよく勉強なさっているので、それをやっぱり説き伏せるだけの資料を提供しなきゃならないんじゃないかというふうに思います。

それと同時に、現地の方も、車を例にとられましたけれども、非常に道幅が狭いというようなことは、それはもう当然地元の問題としてあわせてやっていかなきゃならないということであるわけでございますので、とにかくこういうことがあっても、こういう形で大丈夫ですよ、そういう資料をより積み重ねて、現地の皆さん方と話をさせていただいて、納得いただけることが大事じゃないかなというふうに思いますので、より掘り下げた中身で勝負していただきたいということを強く思うわけです。その中身を聞きたかったわけですよ。こういう場合はこういう形で絶対大丈夫ですよ、絶対ということはある得ないかもしれないけれども、それに近いようなやっぱり資料とか中身を用意しなきゃならないと、説得材料としてですね。

○中島公共関与推進室長 御意見ありがとうございます。現在、その作業を今詰めておりますので、まとまりができましたならば、また先生方にも御報告申し上げたいと思っております。

なお、アセスの調査結果、対策等については、今先生がおっしゃったように、丁寧に、絶対の自信を持っておりますので、私たちは、説明を申し上げていきたいと思っております。

○岩中伸司委員 最近になって、この南関町

を中心に、何か反対の決起集会というのが新聞記事に載っていたんですが、今説明いただいたように、安全性では、今回クローズド無放流型ということで非常に十分な安全性と自信と確信と持ったものを提起されていますが、それ以外で反対されている方の主な反対の意向というか理由というか、そういうのは特別何かありますか。報道されている以外でもあれば。

○中島公共関与推進室長 大体報道のとおりでございます、やはり結局そもそも論に戻ってまいります。必要性はわかるんですけども、なぜここのか、ここは嫌だと。それと、もちろん御心配の第一は、やっぱり地下水、水への影響でございます。漏れはしないかというのがやっぱり大きなところでございます。

○渡辺利男委員 町長の表明はありがたいこととございまして、大きな節目になると思うんですけども、これを受けて、今後の進め方というか、そういうのはどういうふうになっていくんですか。

○中島公共関与推進室長 町長の正式表明をいただきましたので、この後は、まず町との協定の締結の準備を進めていきたいと思っております。それから、次には用地買収の準備手続に入っていきたいと思っておりますし、設計の準備にも入ってまいりたいと思っております。具体的には、そのようなことを今後考えていきたいと思っております。

○渡辺利男委員 町長の判断と処分場予定地地域の住民の皆さんとのギャップはまだまだ当面は大きいと思うんですよ。それがあまままでは、まだそういう進め方はできないと思うんですよ。

そこで、そういう反対されている地元の皆

さんとの会話というのは、もう町に任せるわけですか。それとも、今後とも県が粘り強くいくんですか。

○中島公共関与推進室長 先生が今おっしゃった後の方でございまして、町長さんの表明があったからもうこれでいいということはさらさら思っておりません。今後も、地元の住民の皆様とは対話を続けていくつもりですし、丁寧な説明を引き続き行ってまいりたいと思っております。

○渡辺利男委員 町会議員の皆さんの対応という判断は、どういうふうになっています。分かれています。

○中島公共関与推進室長 なかなか難しい御質問でございすけれども、私個人の感触で申し上げますと、町議の皆様も多数は賛成または容認というふうに私は理解をいたしております。

○駒崎環境生活部長 幾つか御意見をいただきましてありがとうございます。少し補足を兼ねて申し上げたいと思います。

最初の御質問で、和น้ำはどうなるのかということですが、資料の3ページにも書いてありますとおり、南関町に行った翌々日とか翌週には和น้ำの方に行きまして、同じような説明をしております。南関の住民の方に説明した翌週には和น้ำの方に行く、南関町議会の全員協議会に行った翌々日ぐらいには和น้ำの全員協議会に行くということで、常に差をつけずに御説明をしております、丁寧にやってみようと思っております。

和น้ำの方は、排水が自分たちの方に来るのではないかとというふうな御心配が当初非常に強かったんですが、無放流にしたことで、その懸念は消えました。それ以外の風評被害とかを御懸念されていますし、交通の問題も

ありますので、一つ一つ御心配の点について説明をしていきたいと思っております。

それから、掘り下げた中身で安全性をわかりやすくということにつきましては、パンフレットをつくりまして、南関町のすべての世帯に配付をいたしております。事前の環境アセスを十分にやって、御意見を聞いた上で事業に入りますということと、県が最後まで責任を持ちますということと、まず、そのスケジュールをしっかりとお見せした後で、安全性については、施設構造について詳しく御説明しておりますが、これからも続けてまいりたいと思っております。

反対派の決起集会等がございましたけれども、先ほど推進室長から申し上げた点でございすけれども、そのほかには、最近の一番の反対の理由は、県がこれだけ丁寧な説明を続けている、その過程で町長が受け入れ表明をするというのが、時期的に早いのではないかとというのが、最大の抗議行動ではなかったかと思っております。もう少し県の説明を聞いて、南関町民全員に周知徹底するまで待ってもいいのではないかとというふうな点がありまして、拙速ではないかという御批判が多かったかと思っております。

それに対して、南関町長は、先日の日曜日の住民への説明、私どもも同席しておりましたけれども、急に決めたわけではなくて、5年前に南関町が名指しされてから2回候補地として撤回してくれという要望と、もしどうしても南関につくるならこれだけのことはやっくださいという要望を、自分は住民の意向を受けてやったということと、それに対する県の対応をじっくり半年間見ながら、トータル5年間考え抜いてきたんだというふうなことで御説明されております。今拙速かどうかというのが一つの論点になってきているかと思いますが、そこは町長さんが非常に丁寧にきょうの所信表明でも話をされたというふうな情報が入っているように聞いておりま

す。

それから、大きな節目であるということでございます。丁寧な説明は今後も続けておりまして、南関町の約100ぐらいの区に行政区が分かれてございまして、区長さんが置いてございます。きょうの委員会資料にもございますけれども、すべての区長さんが集まった会合には副知事が出ていきまして、説明をいたしました。ただ、これは大人数を相手に限られた時間でしたので、十分でないところもございました。資料の準備も十分でなかったところがございましたので、十分な資料を準備して、こちらから日にちを決めてこの日に来てくださいではなくて、3つぐらいの開催日を設けまして、都合のいい日に来てくださいというふうな形で区長さんにお集まりいただいて進めております。今2回済んだところですが、区長説明会の3回目は今度の日曜日に行うことにしております。

それから、4月には、各行政区ごとに、14の区において、南関町主催で23年度予算の説明を兼ねた町づくり懇談会が開かれますので、そこにも県が参加させていただいて、14回すべての会合に出ていきまして、丁寧に県の考え方、今後のスケジュール、取り組み方を説明してまいります。

決して町長の表明で終わったということでは考えておりませんし、町長さん御自身も、これから県に対していろいろ要望をしていって整備をしていく、町づくりにつながるような処分場とするべく自分も努力していくとおっしゃっていますので、県としても、そのお気持ちにこたえられるよう、しっかりと町長さん初め住民の方々の声を伺いながら進めてまいります。

知事からも、スケジュール優先で物事を進めないようにというふうに、十分配慮するようと言われておりますので、その辺十分心がけながら取り組んでまいりたいと考えております。

○吉永和世委員長 今駒崎部長から説明がありました。委員としても、今回の町長の受け入れ表明には感謝したいというふうに思います。

今後も、地域住民の方々に対しましては、丁寧な対応をいただきたいと、御理解が深まるような対応をいただきたいというふうに要望させていただきたいと思っております。

ほかに。

○田代国広委員 南関町の町長さんが容認発言をされたということで、大変歓迎すべきことだと思っております。ここに至るまでに、やはり今振り返ってみますと、無放流型に変えたという方向転換にあわせて、知事あるいは副知事さんあたりが直接行かれて説明された、そういった行動、あるいは姿勢に対する南関の方々の評価が、そういった形で出てきたんじゃないかというふうに思いますときに、皆さん方の取り組みに対して、敬意を表したいと思っております。

ただ、我々委員会として、もう少し汗をかくべきじゃないかという気がします。ほとんど今まで全部執行部が行って説明なりをしておるんですけれども、私は、本来ならば知事さんとか副知事さんが行かれるときは、委員会の代表者あたりも御一緒してお願いするとか、そういった行動を起こしていいんじゃないかという気がするんですけれども、特に、この問題は、今からまだ予断を許さないわけですね。まだはっきり決まったわけではありませんし、これを順調に進めていくためには、委員会としても皆さんに丸投げ的ではいけませんし、私はそういった行動をしてもいいんじゃないかという気がいたします。

特に、この問題は、何も執行部が専決処分したのじゃありませんし、熟議の結果、こういったことにつながってきたと思うんですよ。となると、当然我々にも、その一端の責

任と申しますか、役割、そういったものがあるわけですから、そういったことを考えると、やはり知事さんが行かれる場合には、うちの委員会の代表者の方々が2～3名ぐらい同行してもいいんじゃないかと思うんですけども、どう思われますか。

○吉永和世委員長 そういうお気持ちは十分わかりますが、今後対応するというところで御理解いただきたいと思います。今後、地域振興の問題も出てくると思いますので、検討して対応していきたいというふうに思います。

ほかにありませんか。

○重村栄委員 南関の上田町長さんの御決断があったということで非常にありがたいと思います。私も、個人的に上田町長さんと何回もお会いした中で、大変頭をひねって苦勞されていたみたいですから、心の痛みがよくわかるんですけども、敬意を表したいと思います。

それで、さきのこの委員会だったと思うんですけども、渡辺先生から、南関町に県が出向いて直接お話を聞く場をつくったらどうかとか、そういった御意見、提言があったように記憶をしておるんですけども、その結果として、お問い合わせ窓口ですか、を設置されたということだろうというふうに思っているんですけど、また局面が一つ変わってきましたので、このお問い合わせ窓口的なものでもいいのかどうか、県も、もう一步前に進んだ体制にしていく必要があるのではないかなという感じを受けたんですね、町長の決断を受けて。その辺はどうでしょうか。

○駒崎環境生活部長 当然、具体的な現場工事が近くなれば、現場事務所的なものは置くこととなりますが、それ以前の段階では、常設の窓口ではないんですけども、お問い合わせ窓口、あるいは啓発といいますか、周知

を図る窓口として今考えているところです。まだまだ本庁における調整業務の方が多いかと思えます。この後は環境省からの補助金をもらう手続とかも出てまいりますので、そうした中で、玉名振興局か、あるいは南関町役場に場所を置いてということも考えられなくはないんですが、しばらくは今のようには足しげく職員が通うという体制で臨ませていただければと思っております。

今後の状況で、それだけでは十分地元に着していないというふうなことがもし出てまいりますれば、総務部とも相談しながら検討させていただきたいと思います。

○重村栄委員 個人的な感覚なんですけれども、多分町長がそこまで決断をされたということを受けると、やっぱりいろんな住民からの反応もいろいろ出てくるんだろうと、賛成反対含めてもっと強くなってくる可能性があると思うんですが、そういったときに、今おっしゃったように、足しげく通ってということじゃなくて、やっぱりだれかそこに張りついて対応しますよと、そういう姿勢を示すことが、この上田町長の決断に対する県としてのバックアップということになっていくのではないかなという感じがするんですね。今県は一步ちょっと引いているという感じを地元の方は受けてらっしゃるんですよ。

そういった面からすると、これだけ町長が厳しい中で決断をされたんですから、それをしっかり支えるという意味では、やっぱりだれか張りついて一緒になってやりましょうという姿勢を示すことも大事ではないかなという感じがしますので、ぜひ御検討をさせていただきたいと思います。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

なければ、次に、有明海・八代海の環境の保全、改善及び水産資源の回復等による漁業の振興に関する件について質疑を行いたいと

思います。質疑はございませんか。

○西岡勝成委員 赤潮対策の件ですけれども、昨年、熊本県で16億、鹿児島、長島の方でも30数億の被害が出て、22年度の補正、23年度のこの予算で、いろいろ熊本県だけでも12億ぐらいの対策費をしていただいて、養殖業者もどうにか再生に向けて頑張るというところまでおかげさまで来しました。

ただ、いろいろな学説といいますか、そういう研究者の話の聞きますと、かなり高い割合で赤潮がまたことしも発生するんじゃないかというような見解を新聞紙上で我々も見るんですけれども、今回の対策、これは非常に私もシストが沈んでおりますし、気象条件が合えば、またぞろ3度目の大赤潮になるんじゃないかというような予想の中で心配をいたしておりますが、今回のかなりの金額の赤潮対策、これは直接的なものと同接的な部分もいろいろ対策にありますけれども、どういふもので抑制がきくのか、予算の中で。八代海ですから、これは長島地区で起こった赤潮被害も同じ原因ですよ、ある意味では。原点から言えばやっぱり赤潮が流れ込んできて被害が大きくなっているわけですから、そういう両県にまたがるような予算のあれはなかったんですか。その2点を、ちょっとまず。

○鎌賀水産振興課長 赤潮対策の方、現在、国の補正予算あるいは交付金を使ってやろうとしていることは、まずは赤潮が出ても死なないうような魚をつくる、あるいは、そういった生けす環境、養殖場の方で準備をするというふうな形で進めているのが1つございます。

もう一つは、漁港漁場整備課の方で、試験的なことにはなりますけれども、赤潮のもとになるシストが発芽しないように砂をまいてそれを抑えるといったことも計画をしているところでございますけれども、赤潮そのもの

を防ぐという対策は、現状では具体的な対策がない、あるいは試験段階でしかないというふうな状況でございまして、対策としては、昨年もやりましたけれども、粘土散布ですとか、早期に発見をして備える、そういったことで対応してまいりたいと考えております。

あと、委員がおっしゃいました各県にまたがる予算というのは、具体的な対策としては各県独自の予算で対応しております、それぞれ予算なり事業を考えておるところでございすけれども、研究部門あるいは国の段階では、大学あるいは国の研究所、そういったところと連携して各県が対策を進めているところでございます。

以上です。

○西岡勝成委員 赤潮というのはどうしても避けられない部分があつて、例えば避難海域といいますか、いろいろな漁協との話し合いもされたようではございますけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○鎌賀水産振興課長 赤潮が出た際、これまで出てない海域あるいは出にくい海域に漁場を新たに設けて一時的に避難するというふうなことを検討されまして、一つの漁場としては、牛深の方で地元の調整もついでこの間ついたので、どうにか漁場の設置もできそうです。施設の方は、国の方から漁協の方に直接配分される補助金でございまして、そういったもので準備を進めていこうということで計画をしております。

○西岡勝成委員 去年も、県の水試あたりの情報を出していただいて、早目の対応はできてたと思いますけれども、やはりそれが一番大事だと思うんですね、やっぱり対応していくためには。だから、そういう研究機関との連携、養殖業者との連携、対応策を、これは危機管理ですので、そういう対応策をあらか

じめとれる分はとれるようにしておく。

例えば、死魚の捨て場にしても、これはまた別の問題になりますけれども、そういうところもやっぱりいつでもどこでもあるわけじゃないし、そういうことも、これはあつてはならぬですけれども、いざという場合に慌てないような確保だけするとか、そういう危機管理の全体的な流れをきちっとして、赤潮が発生しても、なるだけ被害を最小限度抑える工面をぜひやってほしいと思います。大事な大事な基幹産業です。これはもうやられたら、今回やられたら、もうおしまいです、多分。

○鎌賀水産振興課長 昨年、これまでになく予想外に赤潮が早く発生して、試験的な部分というのが対応がおくれたということが反省点として挙げられますけれども、そもそも九州各県、あるいは八代海、有明海を囲む関係県、それと行政、試験研究機関、連絡をとり合って、連携して取り組むような体制を整えております。

また、養殖業者あるいは漁協間でも連絡をとるような体制をとっております。情報をなるべく早くとらえて対応ができるように、また今後も頑張っていきたいと考えております。

以上です。

○池田和貴副委員長 済みません、関連して要望させていただきたいと思います。

先ほど西岡委員の方からおっしゃられたように、やはり初動が大切だろうというふうに思います。ただ、初動する際に、予算は組んでいただいておりますが、想定外のことをやらなきゃいけない場合があるわけですね。そのときに、予算がないからという制約で現場の動きがとれないとかいう場合も考えとかなきゃいけないと思うんですね。そういうときは、現場が必要だと思って想定外で動

かざるを得なかったこと、これについては、やはり積極的に対応していただきたいということを、ぜひお願いしたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

○鎌賀水産振興課長 検討してまいります。ぜひそうしたいと考えております。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

○岩中伸司委員 関連をするんですが、ノリの生産ですね。非常に今度この冬はよかったという話を聞いているんですが、現状はどうなんですか。

○鎌賀水産振興課長 県漁連では、目標として、10億枚、100億円というのを掲げておりますけれども、現在まで7回の入札が終わりました。もう既にそれを超えている状況です。最初、ノリの種つけですね。昨年の10月、11月水温の低下が遅くて心配されましたけれども、冷え込みが非常にありましたし、一時期年末年始、風が強くて海がしけてノリを摘みにいけなかったということがありましたけれども、それでも量、金額とも目標を上回っている状況でございます。

○岩中伸司委員 いいという中身が、ちょっとわかりにくいんですが、非常にもう目標を達成してオーバーしているというふうな状況で、先ほどのように風が強くて海がしけて行けなかったとか、逆にそういうのが効果をあらわしているということは考えられないんですか。何か特別に今年度は、この冬の取り組みが今までと違った形でやられたとか、そういうのはないですか。

○鎌賀水産振興課長 天候の面でいいますと、水温が例年より非常に低かった、1度2度低い状態がかなり長い期間続いておりまし

た。それとも関連するとは思いますが、病気の発生が少なかった、そういったことが現在のところとしては要因として考えられると思います。

○岩中伸司委員 特別な品種をやったとか、特別な例年と違うことを具体的にやったということはないですか。

○鎌賀水産振興課長 品種としては、これまでいろいろ改良しながらやっておりますけれども、昨年と大きく変わったというようなことはございません。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

○井手順雄委員 関連。

ノリというのは、ことし質、量的にもよってきたというような状況ですが、諫早湾の問題で、とれぬときには諫早湾が悪いと、とれるときには黙つとると。これは県の考えというか、その辺は、明確に、こういうことだから、とれるから、諫早湾は問題ないんだとか、問題があるんだとか、何なと理由つけていかぬと、県のスタンスとしては、どういったスタンスで今から対応していかれるんですかね。そこら辺をちょっとお聞きしたい。

○鎌賀水産振興課長 ノリの不作の問題ですとか、ことしの状況、水質の問題とかいろいろございますけれども、それを直接諫早湾に結びつけて県として言ったことはないかと思えます。

今後の話としましては、諫早湾、5月に現在国がやっています環境アセスメントの結果が出る予定になっておりますけれども、それで今後検討していただくという話になろうかと思えます。

○井手順雄委員 私が言いたいのは、熊本県としては開門調査をお願いしたいというスタンスでやっているわけでしょう。実際まだ開門してないですね。そういうときにこうやってノリがとれると、じゃあ諫早湾は関係ないんじゃないのというような県民の意見も出てこようし、そこ辺をもうちょっと県として整理しとかぬと——あと、漁民との整理もありましようし、県民との整理もありましようし、県のスタンスというのをもうちょっと明確にしとかぬと、とれぬときには諫早湾が悪いんだとか、魚がおらぬ、二枚貝、タイラギ等がとれぬごとになったら諫早湾が悪いんだとか、おつたら黙っているということでしょうね。そういった何かこう明確なところを県としても持つとかぬと、説明がなかなかしにくいんじゃないかなと思うんですけどね。まあよかたい、要望で。言いたいことはわかるでしょう。

○岩中伸司委員 今の関連で。

諫早湾問題では、県のスタンスは、やっぱり開門をして、そして調査をやるということで、私もそれは全く同感でして、ノリの今期の豊作というのは、ある意味では、年に1～2度台風がびんびんひどかったときにはノリなんかようになるとかよく言うですね。ある意味では、諫早湾問題でいえば、よく言われるのは、潮流がやっぱりゆっくりとスピードが遅くなったというのは、いろいろこれまでのデータの中で明らかになっているんですね。

そういう中で、私は荒尾ですけども、荒尾の海に私もよく行ってたんですが、以前は、えごとって、海の中に川のような、そんな潮の流れが速くて、海底の状況が今とは全然違ってたんですね。いろんな生物も、そこでやっぱりより豊富化されていたと思うんですけども、今いろいろノリの問題から出たのは、私は、直接は諫早湾の

——逆に開門すれば、もっと自然環境ならノリはとれてたんじゃないかなというふうな思もするんですね。水温が1～2度低かったというような、そういう環境の問題、だからこそ病気が発生しなかったという面もあるだろうというふうに思うんですね。

ですから、私は、諫早湾の開門については、やっぱり県のスタンスはちゃんとそれで続けていってもらわないかなというふうに思います。これは要望で、私のそういう意見ということで……。

○西岡勝成委員 私の意見も。

冬場、ノリの時期に栄養塩がたくさんある分には、私はノリの成長にはいいと思うんですよ。夏場、要するにノリの養殖がないときに栄養塩がいっぱい出ると赤潮になるんです。表裏一体なんですよ、やっぱり。と思います。（発言する者あり）

○吉永和世委員長 要望と御意見ということで……。

○鬼海洋一委員 今西岡先生の方から御指摘があったことは非常に重要だと思うんですね。だから、そういう海の変化、それから、その変化によってさまざまな、例えばこっちはよくなってこっちは悪くなったりという、そういうメカニズムについて、やっぱりどこか関心を持ちながら、そういうものに対し即座に対応でき、返答できるような状況をつくっておくということは大事ではないかというふうに思いましたので、まずそのことを申し上げておきたいと思います。

質問をしたいのは、実は私どもが、荒瀬ダムのゲート開放のときに、さまざまなゲート開放したときの球磨川流域の海水浄化といたしますか、それによる漁業がどういうぐあいになるかということで、さまざまな分析結果を求めてきました。

ところが、その段階では、そういうものを調査したということもなく、なかなかゲート開放をするかしないかという議論の中における資料提供として不十分だったというふうに記憶しているんですが、このゲート開放をされた以降、例えば青ノリが余計とれるようになったとかという話、よく耳にいたします。

そこで、質問ですけれども、ゲート開放以降の球磨川流域のこういう環境の変化、漁業に係る影響、こういうものがどういふぐあいに変わってきているかという、わかる範囲で結構ですから教えていただきたいと思えます。

○福原工務課長 企業局でございます。

昨年の4月からゲート開放したんですけれども、その後、水質調査等をずっと続けてきております。確かに、荒瀬ダムの水質につきましては、河川の類型でいきますと、A類型という類型なんですけれども、ゲート開放後もそうなんですが、それ以前からA類型を満足する水質で、ゲート開放後も当然それを満足する水質でございます。そして、ダムの水位が下がりましたので、ダムの上流半分程度は湛水区域から流水区域が変わって、以前の川に近いような状態があらわれてきております。そういうことで、多分魚類等への影響もかなりよくなってきているのではないかなというふうに考えています。

そのときに、水質は実際に数値的にどうなのかということ最近よく聞かれるんですけれども、若干数値的にはよくなっているようには見えるのですが、これが上流の瀬戸石ダム、それから荒瀬を考えたときに、上の方もよくなっていると。というのが、昨年の5月、6月、7月、8月の初めのころは、その前の年等と比べると、流入量がかかなり多くて、その影響によって赤潮、それからアオコの発生が昨年は全然なかったと。それがなか

ったことによって水質が改善されている部分があるということで、ゲートを開放したことによる改善なのか、流入量がふえたがために少しよくなっているのか、そのあたりがちょっとはっきりわからない状態でございます。確かに、見た目はよくなっているのではないかなというふうには考えております。

○鬼海洋一委員 企業局の方からそういうお話が出るとは思っておりませんでした、企業局で見たときの分析についてはよくわかりました。そういうのは、漁場の変化という意味ではどこがやっているんですかね。

○鎌賀水産振興課長 水産振興課でございます。

漁場の方の調査というのは、以前申し上げたことがございますけれども、定期的な調査というのは、なかなか球磨川の細かな変化というのをとらえ切るような調査というのは現在やっておらず、赤潮の関係で、国の研究所が、独立行政法人ですが、八代海に毎日連続観測ができるブイを浮かべるという話がございます、既に1基天草の方に設置をしておりますけれども、そういったブイが北の方にも球磨川河口の流域に近いところにも設置される予定でございます、そういったものが設置されると細かな観測ができて変化がわかるんじゃないかと考えております。

もう一つ、生産の方なんです、先ほどノリの話が出ましたが、有明海の方は非常に豊漁でございますけれども、八代海の方はここ数年依然として低調な状況でございます、色落ちが早く出て製品にならない状況が続いております。

それと、アサリの方も昨年からは減少しております、よくない状況でございます。これが直接球磨川がどうこうというのは今後の調査を待たなければいけないと思っておりますけれども、状況としてはそういったこと

でございます。

○鬼海洋一委員 ダムを撤去するか否かということで、議会の中でも議論を二分して相当な議論をした結果のゲート開放です。ですから、やっぱりその辺の変化については、どこかである程度整理をしておく必要があるのではないかと、そしてまた今後の参考にすべきことではないかというふうに思っておりますので、質問をしたわけですが、ぜひ、その点を今後どこかでちゃんと把握しておくような体制をつくっていただきたいというのを要望しておきたいと思っております。

○城下広作委員 12ページのくまもと生活排水処理構想2011という、この見直しのこととちょっと確認したいんですけれども、浄化槽は各家庭で単独浄化槽、合併浄化槽あるんですけれども、新しいのは当然よく点検をされるという意識も高いんですけれども、古い浄化槽が、結構何年もたって、そしてそれが老朽化しているんですけれども、昨今の経済状況で点検の費用をなかなか出しにくいということで、ついつい点検をしないというようなことが逆にあるのかなと。それは多分許されないと思うんですけれども、出入りの業者がずっといますから、個人のいわゆる浄化槽の点検の状況というか、これは完璧に大体なっているんでしょうか。それとも、いろいろそういう問題が、結構点検がうまくいってないという状況があるのか、これをちょっと確認したい。

○西田下水環境課長 浄化槽の法の規定によりまして、すべての浄化槽を対象としまして法定検査というものが義務づけられておりまして、基本的には毎年1回調査をやることになっております。ただ、現状の問題といたしましては、トータルで大体まだ受検率が48%ということで半分以下にとどまっております。

す。

したがいまして、その辺は、法定検査を行います浄化槽協会とも連携して、法定検査を受けていただくように個別訪問などPRに今努めているところでございます。

○城下広作委員 だから、今受検率が半分以下なんですよ。ということは、老朽化した浄化槽、要するに浄化槽があったとしても、あれは仮のものであって、いわゆる家庭内で発生したものがそのまま河川に流れても、何ら手は打たれていないというのが現実にあるということです。

そうすると、有明海再生といいながら、一番大もとの生活排水が、いわゆる途中の浄化槽を通して流れるということが浄化されないままに流れるということは、昔と同じ、自然に流しているのと変わらないということになるということなんです。

これは、やっぱり今からしっかり見直し、また、県民の協力が必要だというふうにここにうたってあるんですけども、これはある程度やらないと、公共下水は、これはちゃんとした形で、当然公費を使って浄化して、ちゃんと大量な部分として流しますけれども、こういう公共下水とか集落排水に係らないところは、すべて半分は極端にいうとどうなっているかわかりませんということになるから、この数字を上げないと、ちょっと上流の方々の海といいますか、有明海に対して負担をかけるということは全然改善されないことになる。

これは大事な問題じゃないかと思うので、ぜひ、今回見直しをやるので、今までとは違うような取り組みの周知徹底、また理解というのを広げる必要があると。これは大事な問題なので、もう一回確認をしたいと思えます。

○西田下水環境課長 現在、全体の浄化槽の

うち6割がまだ単独浄化槽でございまして。委員がおっしゃいますように、単独浄化槽の場合はトイレの排水だけしか処理しませんので、合併浄化槽よりも汚れの排出量は大体8倍多いというふうに言われております。

したがいまして、私どもも、その転換については力を入れておりまして、今回も、来年度予算の中でなんですけれども、特に単独浄化槽の撤去に係る費用がちょっと障害になって転換が進まないという事例もありますので、現在、補助対象としては撤去費が9万円を対象にしておりますが、実際には9万では済まないケースが多いということで、今回県予算の方で計上いたしまして、9万円を超える部分につきましても県として補助しようということで、一歩ずつ単独浄化槽の転換、促進を図るようにこれからも努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○城下広作委員 単独浄化槽というのはトイレの分だけですから、ふろとか炊事とかというのは、要するに燐、窒素が含まれた洗剤をばんばん使うわけですよ。そのまま素通りして川に流しているという状態ですから、上から流されたんじゃないかどうしようもないということで、これはぜひ補助を——しっかりと予算もつけられていますので、徹底して各市町村を通しながら、利用者に対しては合併浄化槽に転換するというのを進めていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○岩中伸司委員 今回の関連でいいですか。

10年間を目標に90%普及率ですね。汚水処理人口90%にしたいということですが、これは今から11.6%ぐらいをふやしていくという現状からいけば、それをふやしていくという場合に、財源というのは、これまで大体これに使ってきたようなやつを毎年積み重ねていけば、10年後どれくらいになるのか、財政上

の問題ではどうですか。

○西田下水環境課長 委員がおっしゃいますように、現在、生活排水対策の事業、処理施設の整備は、下水道それから集落排水、浄化槽も基本的には大部分が国庫補助事業に頼っております。したがって、国庫補助事業での予算配分の動向がちょっと現在不透明でございますので、今回、この集計、計画に当たりましては、基本的には各市町村の今後の計画に基づいて積み上げております。

○岩中伸司委員 大体流れとしては、下水道というのは非常にお金がかかり過ぎるので、下水道じゃない方向、集落、そういう形で進んでいくだろうと思っておりますが、この辺について、私もちょっと10年間で90%目標という、非常にいいことですが、その裏づけは不透明ということですかね。現状の中ではそういう理解をしておいていいですか。

○西田下水環境課長 不透明とは申し上げましたが、予算的には大体现状から余り変わらないという想定ではあるというふうには考えております。

○岩中伸司委員 現状の予算を積み上げていけば、10年後はこういう形の達成ができるという理解でいいですね。

○西田下水環境課長 現時点での予算の配分状況を踏まえた市町村の計画の集計ということで考えていただければと思います。

○池田和貴副委員長 関連して。

予算の方に関連して、国庫補助のことについてお伺いしたいんですが、合併浄化槽も、メンテナンスまで市町村が見てくれるという市町村設置型と個人設置型があつて、先ほど城下先生がおっしゃられたように、個人設置

型については個人がメンテナンスしていかなばいかぬというふうになっているんですが、メンテナンスのことだけを考えると、市町村設置型の方が下水処理と同じようにメンテナンスもずっとやっていくわけですよ。以前は、その市町村が市町村設置型を選ぼうとしたときに、国庫補助率が個人設置型よりもたしか低く設定されていたかというふうに記憶をしているんですが、これは今もそのまま変わらぬとですかね、国庫補助率は、市町村設置型と個人設置型の。

○西田下水環境課長 個人設置型につきましては、全体の事業費の4割のうちの3分の1が国の補助という形になっております。一方、市町村設置型につきましては、全体事業費の3分の1ということですので、トータルに対する比率でいけば、市町村設置型の方が補助率の額は高い状況でございます。

○池田和貴副委員長 市町村設置型の方が高いということですか。（西田下水環境課長「トータルでいえばですね」と呼ぶ）トータルでいえば。はい、わかりました。

○井手順雄委員 38ページ、今回も県営による覆砂事業を行われる予定であると書いてありますけれども、これについて質問いたします。

この覆砂というのは、今アサリの重要な一これをやっていかないとなかなか生育が難しい、育ってないというような状況がありますけれども、去年も県営覆砂事業ということで購入砂によって覆砂が行われたと。去年は、県外産の砂ということで、すべて使われて事業を出されたと。

皆さんも御存じのように、16年のときに、海砂利採取の議会からの提言等々でやったのが、作濤及びみおしゅんせつを行い、良質の砂を用いて覆砂事業を行うことということで

提言、提案を出して、それを受けて海砂利採取削減計画なるものをつくられたという経緯がございます。しかしながら、昨年も、購入砂いわゆる砂を買い取って覆砂をしたと。ことしも、話によれば、購入砂において覆砂をしようという計画があると聞いております。

私は、この砂の問題に関しては、もう県議会議員になって一番から覆砂が重要なんだというようなことでお話をしてきた中で、再三にわたり、削減計画は計画でいいから、覆砂事業は水産振興という観点から別枠で考えてほしいということを再三申し上げてきた経緯があります。

しかしながら、ことしの場合は、急に削減計画外から別枠で覆砂事業を行いますというようなことで、ありがたいやら、うれしいやら、何でかなとかいうふうに思うんです。何で急にそうやって——削減計画をちゃんと県は指定して、こうやって最初からみおとか作滞等で発生した砂でやりますよと県が決めとるわけですね。これは再三私も言ってきました。

しかしながら、急にことしになって枠外でとりますよと。それは、漁民からの要望なんて、もう10年前からあっていますよ。あっていますけれども、ここでそうやってやられるというのは、海砂利採取法、一般海域管理条例等々の改正とかするわけ——できるわけないですよ、法律だから。何を根拠にそういった形でされるのか。されること自体はありがたい。しかし、私は納得いかないところがあるんですね。そこ辺の整理はどうされているのか。そして議会に対して、そうやって購入砂ではしちやだめですよというようなことを提言しとるわけですが、16年に。そこら辺の整合性に沿ってこういう事業をされるのか、これを質問いたします。

○家入環境立県推進室長 海砂利削減計画の趣旨につきましては、事業主体がだれである

かにかかわらず、やはり有八特措法、それから議会からの提言の趣旨を踏まえまして、用途のいかんにかかわらず、海砂利の採取による海域環境への負荷の抑制を図っていこうというものだと考えております。

この趣旨を踏まえまして、削減計画における平成22年度以降の各年度の採取限度量につきましては、先ほど委員からお話がありました、違法採取により許認可量を大幅に超えた採取がなされたということで、その量を差し引きまして、その結果、平成22年度、23年度における採取限度量はゼロという方針を立てたところがございます。これに基づきまして、許認可の所管課の方で新しい採取の許可とかも行っていないというところなんです。

その一方で、これも委員の方からお話がありましたとおり、平成21年度に続きまして、アサリの漁獲量が激減したということで、漁業者からの覆砂の実施について強い要望もあっておりまして、平成22年度につきましては、県外産の購入砂を使わせていただいたと。それは、提言の見直しというのを21年度行っただきまして、それに基づきまして県外産の購入砂を使ったと。それから、平成23年度の実施につきましては、県直営による覆砂事業の実施ということを考えております。これは、県内産の砂を使うということに当たりまして、県直営による覆砂事業というのを所管課の方で考えております。この県直営による覆砂事業につきましては、砂利採取法、一般海域管理条例上、県が行う砂利採取についても勝手にやっということではございませんで、協議が必要とされておりますが、民間の事業者が主体となる場合と異なりまして、登録や採取計画の認可等の手続が必要ないということがあります。

それから、県によります海砂利採取についても、事業者の方に発注して行うことになり、環境への負荷がないというわけではございませんが、県みずからが事業主体となるこ

とによりまして、採取に当たりまして環境に配慮した対策を講じることができるであろうということと、採取している段階におきましても、県が発注者として監督責任を果たすことにより環境への負荷を抑えることができるのではないかとといった点から、今回緊急かつ臨時の措置として実施することを考えておるものでございます。

○井手順雄委員 そしたら、海砂利採取法というのは、有明海、八代海を、そういう環境負荷から守るために、削減計画をちゃんと決めましたよと、今の説明ではそうすたいね。しかしながら、漁民等の要望があり、削減計画外も、県の工事であれば、どこ取ったっちゃよかじゃないけれども、要望があれば県が発注する工事はすべて別枠で取れると。それは環境負荷には当たらないんですか。削減で定めた環境負荷の考え方と別枠で掘るということは、それだけ数量がふえるということでもあります。それに対して、有明海全体の環境の負荷の影響というのは、どう整理されるんですか。

○家入環境立県推進室長 有明海、八代海の特措法におきましても、熊本県でそれに基づきます県計画におきましても、目的といいますのが、海域環境の保全とあわせまして、水産業の振興という2つの柱がございまして、その両方を見ながら、緊急的かつ臨時的なやむを得ない措置として、今回このような方法をとらせていただくこととしたということでございます。

○井手順雄委員 じゃあ、そもそも、そもそも論にまた返りますけれども、海砂利採取計画の中で、有明海、八代海は一体のものとしての削減計画を立てられて、限量が前回オーバーしたから、もう採取許可を出さないんだと、21年、22年は。しかしながら、八代の

方では許可が出てるじゃないですか。それはどう整理されていますか。

○家入環境立県推進室長 八代海におきます砂利の採取につきましては、これはしゅんせつ、作濤ということで場所も限定されておまして、漁協の方もそういったことで、しゅんせつ、作濤に当たるということで同意をしているということで許可をしているものでございます。しゅんせつ、作濤については、もう海域環境の改善そのものにつながるというようなことで、そこはそういった考え方に基づいて許可を出しているということでございます。

○井手順雄委員 じゃあ、しゅんせつ、作濤等を有明海でやった場合には、許可を——もし申請した場合は、それが可能であれば出るということたいな。削減計画には関係ないということすたいね。

○家入環境立県推進室長 ただいま削減計画はそのような形になっておりませんので、その場合にはまた検討が必要かと思えます。

○井手順雄委員 ここで話してもしょうがないけれども、しかしながら、県のやっぱりは勝手な政策と思うです、私から見れば。していただくのはありがたい、県営で。しかしながら、そうやって削減計画だからできませんよと、漁協あたりに対して——漁協あたりは、単協のお金で、長崎とか佐賀とかあちらの方で、熊本県はないから3倍ぐらいの高いお金で買っています、漁協で砂を買う場合は。そうした場合は、県は県で、有明海の砂を掘れますよと、1,000円かかりませんよ、単価的には。漁協は、何で高いものを買うて——県からの事業としては、熊本県内の砂が掘れますよというとも、何かこう合点がいかぬというか、県は、そういう許可とか認可とか

協議でできるからそうなんですよといえ、
そこまでなんです。

漁協あたりのことも考えていただきたいな
ということが第1点と、そうした場合、今回
23年度、やはりこの熊本県産の砂を使おうと
した場合には、必ず地先の漁協、または関連
の漁協の方々の同意が必要であると、これは
ありますけれども、もし同意がとれぬだった
場合、そのときには、この県営事業の覆砂事
業はやめられるんですか。それとも、どうい
った方向でされるんですか。

○尾山漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課で
すけれども、今現在、漁業者の要請にこたえ
るために、上の洲、三角地先の砂を取らせて
いただきたいということで、今協議を行って
いるところであります。この協議が調わない
場合ということで委員のお伺いだと思います
けれども、その場合は、ことしやりましたや
り方、方法で県外産ということになるかと
思っております。

○井手順雄委員 じゃあ、そういう場合、あ
くまでも県外と県内、熊本県で発注する場合
も県外産が高いわけですか、どうしても。
できるならば県内産の安心、安全な砂を使
おうと思いますが、上の洲の許可を今お願
いしますということをお願いされておる、そ
れがとれぬだった場合、違法採取があった有
明町の方の組合が、ああそういうことだつ
たら県内産の砂を使ってくださいよと有明町
が同意した場合、県内産という観点からい
くならば、有明町地先の砂を使えるという
のは可能なんです。県外産じゃなくて、県
内産という観点からいくならば。

○尾山漁港漁場整備課長 今のところ、漁
業者は上の洲、三角地先の方を要望されて
おるということであります。有明町の方につ
きましては、いろんなまだ問題がありますので、

今考えておりません。

○井手順雄委員 そこ辺の認識がおかしい
んですね。漁業者は県内産を使ってくれ、よ
かったら三角沖を使ってください、しかしな
がら、それが同意がとれぬだった、そうした
場合、長崎の砂より有明町の砂が安心です
よ、同じ有明海内ですから。そうした場合、
熊本県としては、そういった、そういう地先
が同意をいただいた場合、掘っていいです
よ、漁協が許可した場合は、私は思うのに3
倍もする長崎県の砂を持ってくるより3分の
1の有明沖の砂を持ってきた方が安心、安全
であって、なおかつお金も安くて、その分余
計覆砂ができるのかなという思いがするば
ってん、そこ辺はいかがでしょうか。

○家入環境立県推進室長 今有明海での採取
というお話がございましたが、採取計画を大
体3倍ぐらい超えるぐらいの違法採取が行
われた場所ということで、非常に海底地形が
変わっておりましたり、そういったことにな
りますと、魚のえさ等になります底生生物
にも影響がある可能性が非常に高いという
ようなことがこれまでの調査でも言われてお
りまして、なかなか、その場所から同意が
得られたからということで取るというのも
慎重な対応が必要かと思っております。

○井手順雄委員 じゃあ、その調査報告を
後ほどいただきたいと思っております。これ
は皆さんよく認識しておいてください。県
が削減計画というのを決めたんです。有明
町地先、例えば上の洲の地先等々にどの
くらいの砂があるのかというのは把握して
ないでしょう。勝手に——例えば、有明
町地先で3倍の砂をとったと、砂が全然
なかじゃないかということじゃないんです。
今おっしゃったように、3倍とったから
海底生物が変化している、そういうデー
タは一つもありません。それすぐ見せ

てください。

そういったところで、県が勝手にそういう削減計画を決めた中で、勝手に数量をふやしてひとり歩きさせているから、今度のこういった場合、三角沖でとれぬ場合は、ならもう有明町地先でいいじゃないかと、熊本県産だからというのが、我々漁民——我々漁民と言うとおかしいですね。漁民の立場から言うならば、そういう感覚なんです。県が勝手に20万とか25万とか決めるから、こやん話になるんですね。

そこはもうこれ以上は追求しませんけれども、最終的に言いたいのは、県内産の砂を、安い砂を入れていただいて、安心、安全な砂です。そして、なおかつ県が削減計画外に県内産を勝手に——勝手にじゃないね、庁内の同意で掘れるというのはいいけれども、漁民ですよ。漁業組合、単協でも、そういった申請をすれば、安全、安心の県内産の砂がとれるような、そういった政策にさせていただければ、なおよかと思うけれども、これはもうここで話してもあれですから、また後日お話ししますけれども、そういった状況にしていって、水産振興ですよ、これこそ。それを図っていただきたいなというふうに要望に変えます。

○鬼海洋一委員 関連して、ちょっと申し上げたいというふうに思いますけれども、一つの流れができて、年数がたって、その中でいろいろ変化が起きる。変化が起きた中で、一つの流れがどうであったのかと検証して、また変更することもあり得るというふうに思いますから、今の意見についても、それはそれなりに我々も参酌しながら考えていかないかぬというふうに思います。

ただ、この有明海の砂の採取に係る提言がまとめられたその当時の背景というのは、ここにも西岡先生や渡辺先生がいらっしやいますけれども、つまり先ほどから議論されてお

りますように、有明海や八代海の漁場が極めて劣悪になってきている。さまざまな要因があろうけれども、その中の一つとして、海砂採取というのが海底環境を極めて悪くしている非常に大きな要素ではないかというような判断の中から、さまざまな提言がありましたけれども、その提言の中の一つとして、海砂採取に係る提言がまとめられたという時代的な背景があるわけですよ。これはもう何回もこの場の中で議論されておりますから御承知のことだというふうに思います。

ですから、その当時は、この海砂採取については、多くの委員の御意見というのは、もうゼロにしたいというのが当初の思いでありましたし、そしてお互いにそういう認識のもとでその提言をしたんじゃないかと思う。

ただ、そうなりますと、今お話のとおり、さまざまな分野における影響があるから、段階的に縮小していこうではないかという意味での計画が求められて、今回に至っているという意味での、ここに至った、議論をした、あるいは有明海の変化における対応という意味で取り組まれてきたという認識については、もう一回やっぱりお互いに頭の中に入れながら、次の議論をするべきじゃないかというふうに思いましたので、そのことも申し上げておきたいというふうに思います。

1つだけ質問をしたいと思いますが、先ほど上の洲の話がありました。これは、当初今言ったような議論の中から、三角の漁協を含めて、相当上の洲のこれまでの採取に対する問題点を指摘されたがゆえに、採取を途中でやめているわけですよ。それがまた新たに採取するための話が進んでいるということについては、私も今唾然としたわけですが、この辺の状況についてはどうなっているんでしょうか。ここを次の採取の拠点としたと、目標の地点にしたということと、現行の三角の漁協との関係だと思うんですが、この取り組みの状況についてお話させていただきたい

と思います。

○尾山漁港漁場整備課長 一番大もとは、21号協議会というのが、有明海の漁業者16漁協から、県内産の上の洲の砂が一番適しているというところで、いろんな面から要望が上がってきております。私たちも、それにこたえて、その背景は、もう皆さん御承知のとおり、アサリが21年度非常に激減しまして、22年度はさらにまた激減しているという状況で、何とかこたえていかなければならないんじゃないかということで、削減計画は重々わかりながら、覆砂につきましては、何とかというところで、うちとしては上の洲の砂をお願いしているという状況にあります。

○鬼海洋一委員 三角漁協の対応については、今有明海の湾岸の漁連、漁協の連絡——あれは何というんですかね、協議会があるというふうに思うんですけれども、これまで再三海砂利採取については要望があっておりました。承知しています。その中で、三角漁協だけは外れていたんですよね、これまでね。今回も同じようなことであろうというふうに思うんですが、そこで、なぜ三角漁協が上の洲の採取に反対してきたかということは、先ほどずっと提言ができる当時のお話をいたしましたけれども、そういう歴史的な背景、しかも、なぜ海砂採取を我々ができるだけ縮小していきたいと、あるいはゼロにしたいというふうに思っているか、そういう提言があったかということは、海砂を採取してきたこれまでの、つまり言い過ぎかもしれませんが、勝手に採取してきた結果というのが、つまり有明海の海洋変化をもたらしている、しかも深刻な漁業不振に陥らせている、その要素が非常に重要な点ではないかというような背景の中から、実は提言がまとめられたわけですよね。

そういう根幹的な思いと、今おっしゃった

三角をどうするかというもののこの整合性について、あるいは基本的な認識についていかなものかというふうに思ったものですから、今御質問したわけでありまして、ぜひ、三角漁協に一方的に押しつけて、そして、その目的を達成することがないようなことを、ぜひお願いしておきたいと思います。

○吉永和世委員長 ほかにありませんか。

それでは、次に、地球温暖化対策に関する件について質疑を行いたいと思いますが、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉永和世委員長 なければ、付託調査事件の調査の終了についてお諮りします。

本委員会は、今回をもって付託調査事件の調査を終了し、その任務を終了することとし、会議規則第84条の規定に基づき、その旨、議長に報告することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○吉永和世委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

次に、その他に移ります。その他として何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○吉永和世委員長 それでは、閉会に当たりまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

昨年3月、委員長に選出をいただきまして、約1年間、池田副委員長の御協力を得まして、本委員会を進めてまいりましたが、委員の皆様方には、終始御熱心に御審議いただきまして、心から感謝を申し上げたいと思います。

また、駒崎部長を初め、執行部の皆様方におかれまして、その御努力、御協力に対しまして、深く御礼を申し上げたいと思います。

本委員会は、産業廃棄物施設処理の公共関

与推進に関する件を初め、3件の付託調査事件を審査してまいりましたが、きょう、その産廃処分場問題に関しまして、上田町長からの受け入れ表明ということで大変ありがたい決断をいただきました。苦渋の決断だというふうに思いますが、これまで以上に真摯な対応をいただければというふうに御要望させていただきたいと思えます。

最後になりましたが、各委員並びに執行部の皆様方のますますの御健勝、御活躍をお祈りいたしまして、簡単でございますが、閉会に当たってのごあいさつにかえさせていただきます。1年間大変お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

副委員長にも一言お願いして……。

○池田和貴副委員長 よかですよ。拍手が終わり、それで十分でございます。お疲れさまでございます。

○吉永和世委員長 それでは、これを持ちまして、委員会の方を終了させていただきます。

ありがとうございました。お疲れさまでございました。

午前11時49分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

環境対策特別委員会委員長